大学共同利用機関法人人間文化研究機構パートタイム職員就業規則

平成１６年　４月　１日
規　程　第　２　０　号
平成１７年　３月３１日改正
平成１８年　３月３１日改正
平成１９年　３月２６日改正
平成２１年　３月２３日改正
平成２１年　７月　７日改正
平成２１年　９月　９日改正
平成２２年　３月２６日改正
平成２３年　６月２２日改正
平成２４年　７月　３日改正
平成２４年１０月　２日改正
平成２５年　３月２６日改正
平成２５年１０月２２日改正
平成２５年１２月　３日改正
平成２６年１２月１７日改正
平成２７年　１月１９日改正
平成２７年　２月２３日改正
平成２７年　３月１６日改正
平成２７年　３月２３日改正
平成２８年　１月１８日改正
平成２８年　３月１５日改正
平成２８年１２月　１日改正
平成２９年　１月３０日改正
平成２９年　３月２７日改正

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号。以下「労基法」という。）第８９条の規定により、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）に勤務するパートタイム職員の就業について定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規則は、１週間につき３０時間を超えない範囲内で、かつ、１年以内の期間を定めて雇用される職員に適用する。

（職員の種類）

第３条　この規則を適用するパートタイム職員の種類は、次の各号に定めるところによる。

一　事務補佐員　　事務に関する職務を補佐するパートタイム職員
二　技術補佐員　　技術に関する職務を補佐するパートタイム職員
三　非常勤研究員　　研究に関する職務に従事するパートタイム職員
四　資料整理等補助員　資料整理等の補助業務に従事するパートタイム職員

２　前項第３号の非常勤研究員及び第４号の資料整理等補助員の名称については、機構又

は各機関において別に定める。

（権限の委任）

第４条　機構長は、この規則に規定する権限の一部を館長又は所長及びその他の職員に委任することができる。

（法令との関係）

第５条　パートタイム職員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労基法、その他法令の定めるところによる。

（遵守遂行）

第６条　機構及びパートタイム職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第２章　任免

第１節　採用

（採用）

第７条　パートタイム職員は、必要に応じて選考により採用する。

２　第３条第１項に掲げる職員の採用又は契約期間の更新は、当該職員の年齢が満６５歳に達した日以後に到来する最初の３月３１日を超えて行わない。

（契約期間）

第８条　パートタイム職員の契約期間は、一事業年度（４月１日から翌年３月３１日まで）の範囲内とする。

２　前項の契約期間は、第４項に定める判断基準を勘案して、これを更新できるものとする。ただし、その期間は、５年（第３条第１項第３号に掲げる職員については、１０年）を超えない範囲とし、機構本部又は各機関において別に定めるものとする。

３　契約期間を更新する場合の判断の基準とする事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　期間満了時の業務の進捗状況と業務の必要性

二　勤務成績、態度及び業務遂行能力

三　予算の状況

４　第２項の規定にかかわらず、当該職員に係る育児休業期間に相当する期間を上限として雇用期間の延長を行う場合は、前項に定める判断基準を勘案し、５年（第３条第１項第３号に掲げる職員については、１０年）を限度とする。

５　第１項、第２項及び前項の規定にかかわらず、契約期間は、２以上の期間（機構における有期雇用職員としての雇用契約期間）を通算して５年（第３条第１項第３号に掲げる職員については、１０年）を超えることができないものとする。ただし、平成２５年４月１日以降に開始される雇用契約のうち、６月以上の空白期間があり当該空白期間前に雇用契約期間が満了しているものについては、通算契約期間に算入しない。

６　前項に定めるもののほか、この規程における２以上の期間を通算した契約期間の取扱いは法令等に定めるところによる。

（労働条件の明示）

第９条　機構長は、採用をしようとする者に対し、あらかじめ、労基法第１５条に基づき、労働条件に関する文書を交付するものとする。

第２節　異動

（配置換）

第１０条　機構長は、業務の都合によりパートタイム職員に配置換を命じることができる。

第３節　退職及び解雇

（退職）

第１１条　パートタイム職員が次の各号の一に該当した場合は退職とし、パートタイム職員としての身分を失う。

一　退職を願い出て機構長から承認された場合

二　契約期間を満了した場合

三　死亡した場合

２　パートタイム職員の退職について、その他必要な事項は、機構職員退職規程を準用する。

（解雇）

第１２条　パートタイム職員が、次の各号の一に該当するときは解雇する。

一　成年被後見人又は被保佐人となった場合

二　禁錮以上の刑に処せられた場合

三　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

２　その他パートタイム職員が次の各号の一に該当するときは、解雇することができる。

一　勤務実績又は業務能率が著しく良くない場合

二　心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

三　前各号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

四　組織の再編、統合又は縮小等の事由により剰員を生じた場合

五　天災事変その他やむを得ない事由により、事業継続が不可能となった場合

六　その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

３　パートタイム職員の解雇について、その他必要な事項は、別に定める機構職員解雇規程を準用する。

第３章　給与

（給与の種類）

第１３条　パートタイム職員の給与は、基本給、通勤手当、超過勤務手当、休日給とする。

（基本給）

第１４条　パートタイム職員の基本給は、時給とする。

２　第３条第１項第１号及び第２号に掲げるパートタイム職員の時給は、別表１に掲げる額とする。

３　前項に掲げるパートタイム職員以外の時給額については、機構又は各機関において別に定める。

（通勤手当）

第１５条　通勤手当は、機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第１４条の規定を準用する。

（超過勤務手当及び休日給）

第１６条　超過勤務手当及び休日給は、職員給与規程第１７条及び第１８条の規定を準用する。

２　前項の規定の適用に当たっては、職員給与規程第１７条及び第１８条の規定中、「第２０条に規定する勤務１時間あたりの給与額」とあるのは、「その者に支給される時給の額」と読み替えるものとする。

（給与の支給）

第１７条　パートタイム職員の給与は、基本給に当月１日から末日までの期間において勤務した時間数を乗じて得た額、通勤手当、超過勤務手当及び休日給を、翌月１７日に支給する。ただし、給与支給日が金融機関の休日に当たる場合の取扱いについては、職員給与規程第４条第１項の規定を準用する。

２　給与は、その全額を現金で、直接パートタイム職員に支払うものとする。ただし、法令等に基づきパートタイム職員の給与から控除すべき金額がある場合には、そのパートタイム職員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うことができる。

３　パートタイム職員が給与の全額につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（基本給の減額）

第１８条　パートタイム職員が定められた勤務時間内において勤務を欠いた場合（有給の休暇として取り扱われる場合は除く。）は、その勤務しなかった時間に対応する基本給は支給しない。

第４章　勤務時間及び休暇等

第１節　勤務時間

（所定勤務時間）

第１９条　パートタイム職員の勤務時間は、１週間につき３０時間を超えない範囲内とし、始業・終業及び休憩の時刻は個別に機構長の定めるところによる。

２　機構長は、業務の都合上必要があると認める場合は、前項の始業・終業及び休憩の時刻を変更することがある。

（変形労働時間制）

第１９条の２　第３条第１項第４号に掲げるパートタイム職員は、毎月１日を起算日とする１カ月単位の変形労働時間制をとることがある。この場合にあっても、１週あたりの勤務時間は、１カ月間を平均し３０時間を超えないものとする。

２ 前項に規定する１カ月単位の変形労働時間制により勤務時間の割り振りをする場合は、原則として変形労働時間制を開始する日の１週間前までに勤務割表をパートタイム職員に明示することにより、勤務時間の割り振りを行うものとする。ただし、業務の都合上、緊急やむを得ない事情のあるときは、速やかに当該割り振りを変更し、または他の振替日に変更するものとする。

（休憩時間）

第２０条　勤務時間が６時間を超える場合においては、４５分の休憩時間を勤務時間の途中に置く。

２　休憩時間は自由に利用できるものとする。ただし、職場の秩序を乱してはならない。

（所定勤務時間以外の勤務）

第２１条　パートタイム職員は、業務の都合上必要があると認められる場合には、機構との間で締結している労使協定の範囲内で、超過勤務又は週休日若しくは休日に勤務を命ぜられることがある。

２　前項の規定により勤務を命ぜられた時間が、所定勤務時間を通じて７時間４５分を超えるときは、１時間の休憩時間（所定勤務時間の途中に置かれる休憩時間を含む。）を勤務時間の途中に置かなければならない。

３　小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行うパートタイム職員が超過勤務時間を短いものとすることを請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員以外の職員の基準より短いものとし、かつ１月に２４時間、１年に１５０時間を超えない基準としなければならない。

４　妊娠中又は出産後１年を経過しないパートタイム職員が請求した場合は、第１項に規定する超過勤務又は週休日若しくは休日に勤務させてはならない。

（週休日）

第２２条　パートタイム職員の週休日は、日曜日及び土曜日とし、勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）とする。

（週休日の振替）

第２３条　機構長は、週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、あ

らかじめ当該週休日と同一週の勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該週休日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、４時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該４時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

２　前項の振替を行う場合は、同一週の起算日を土曜日として取り扱うものとし、週休日が毎４週間につき４日以上となること及び連続勤務日数が２４日を超えないこととする。

（休日）

第２４条　パートタイム職員の休日は、次のとおりとし、勤務することを要しない。

一　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

二　年末年始（１２月２９日から１月３日までの日、前号に該当する休日を除く。）

三　その他機構が特に定めた日

（休日の振替）

第２５条　機構長は、パートタイム職員に前条に規定する休日について特に勤務することを命ずる必要がある場合には、当該勤務を命ぜられた週の範囲内で、あらかじめ勤務日を休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該休日に割り振るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、勤務した日の代休日を指定することができる。

２　第１項の規定に基づく休日の振替は、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の勤務時間が割り振られた勤務日（休日を除く。）について行われなければならない。

（週休日及び休日の振替の手続）

第２６条　週休日及び休日の振替の手続に関する事項については、別に定める機構職員の勤務時間及び休暇等の手続に関する細則による。

（欠勤）

第２７条　パートタイム職員がやむを得ない事情で欠勤するときは､所定の手続きにより、事前に機構長に届け出なければならない。

第２節　休暇等

（年次休暇）

第２８条　機構長は、パートタイム職員（６月以上引き続き雇用されることが見込まれる者又は６月以上継続勤務している者に限る。以下この条において同じ。）に対し、次に掲げる区分ごとに有給の年次休暇を付与する。

一　１週間の勤務日が５日とされているパートタイム職員、１週間の勤務日が４日以下とされているパートタイム職員で１週間の勤務時間が３０時間であるもの及び週以外

の期間によって勤務日が定められているパートタイム職員で１年間の勤務日が２１７日以上である者　雇用の日において１０日

二　前号に掲げるパートタイム職員が、雇用の日から１年継続勤務し、雇用の日から起算してそれぞれの１年間の全勤務日の８割以上出勤したとき　それぞれ次の１年間において、１０日に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を加算した日数（当該日数が２０日を超える場合は、２０日）

雇用の日から起算した継続勤務年数	付与日数
１年	１日
２年	２日
３年	４日
４年	６日
５年	８日
６年以上	１０日

三　１週間の勤務日が４日以下とされているパートタイム職員（１週間の勤務時間が３０時間であるパートタイム職員を除く。）及び週以外の期間によって勤務日が定められているパートタイム職員で１年間の勤務日が４８日以上２１６日以下である者（以下、次号において「短時間勤務パートタイム職員」という。）は、次の表の上欄に掲げる１週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる１年間の勤務日の日数の区分に応じ、雇用の日において同表の下欄に掲げる日数

１週間の勤務の日数	４日	３日	２日	１日
１年間の勤務の日数	１６９日から ２１６日まで	１２１日から １６８日まで	７３日から １２０日まで	４８日から ７２日まで
付与日数	７日	５日	３日	１日

四　短時間勤務パートタイム職員が雇用の日から１年以上継続勤務し雇用の日から起算してそれぞれの１年間の全勤務日の８割以上出勤した場合、それぞれ次の１年間において、１週間の勤務日が４日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる１週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる１年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる雇用の日から起算した継続勤務期間に応じた付与区分ごとに定める日数

１週間の勤務の日数		４日	３日	２日	１日
１年間の勤務の日数		１６９日から２１６日まで	１２１日から１６８日まで	７３日から１２０日まで	４８日から７２日まで
雇用の日から起算した継続勤務期間	１年	８日	６日	４日	２日
	２年	９日	６日	４日	２日
	３年	１０日	８日	５日	２日
	４年	１２日	９日	６日	３日
	５年	１３日	１０日	６日	３日
	6年以上	１５日	１１日	７日	３日

２　前項の継続勤務日とは原則として同一部署において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、また、全勤務日とはパートタイム職員の勤務を要する日のすべてをそれぞれいうものとし、出勤した日数の算定にあたっては、休暇の期間は、これを出勤したものとみなして取扱うものとする。

３　年次休暇は、パートタイム職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、機構長がパートタイム職員の届け出た時季に休暇を与えることが業務の正常な運営に支障があると認めた場合には他の時季に与えることがあるものとする。

４　取得しなかった年次休暇（付与された日から２年を経過したものを除く。）は、２０日を超えない範囲内の残日数及び時間数を限度として、次の１年間に繰り越すことができる。

５　年次休暇は、先に付与した休暇から取得するものとする。

６　年次休暇は、１日又は１時間単位で取得することができる。ただし、１時間単位の年次休暇の取得は、付与された年次休暇のうち、１年につき５日分を限度とする。

７　年次休暇の届出等の手続きについては、常勤職員の例に準じて取扱うものとする。

（特別休暇）

第２９条　機構長は、次の各号に掲げる場合には、パートタイム職員（第６号に掲げる場合にあっては、契約期間が６月以上である者に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

一　パートタイム職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

二　パートタイム職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

三　地震、水害、火災その他の災害時において、パートタイム職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

四　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき　必要と認められる期間

五　次の表の左欄に掲げるパートタイム職員の親族が死亡した場合で、パートタイム職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡にともない必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　次の表の右欄に掲げる連続する期間

親　族	日　数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。この表及びこの項の第１０号において同じ。）	７日
父母	
子	５日
祖父母	３日 （パートタイム職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日）
孫	１日
兄弟姉妹	３日
おじ又はおば	１日 （パートタイム職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	３日 （パートタイム職員と生計を一にしていた場合にあっては、７日）
子の配偶者又は配偶者の子	１日 （パートタイム職員と生計を一にしていた場合にあっては、５日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	１日 （パートタイム職員と生計を一にしていた場合にあっては、３日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	１日

六　パートタイム職員（１週間の勤務の日数が２日以下の者を除く。）が心身のリフレッシュ又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

付与日から１年の間において、１週間の勤務の日数が３日以上とされている職員にあっては、次の表の上欄に掲げる１週間の勤務の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる１年間の勤務の日数の区分に応じ、週休日、休日を除いて原則として連続する同表の下欄に掲げる日数の

範囲内の期間

１週間の勤務の日数	５日	４日	３日
１年間の勤務の日数	２１７日以上	１６９～２１６日	１２１～１６８日
日数	３日	２日	１日

七　生後１年に達しない子を育てるパートタイム職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　１日に２回それぞれ３０分以内の期間（男性のパートタイム職員にあっては、その子の当該パートタイム職員以外の親が当該パートタイム職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第６７条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、１日２回それぞれ３０分から当該承認または請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

八　パートタイム職員の妻（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）が出産する場合で、パートタイム職員（１週間の勤務の日数が２日以下の者を除く。）が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるとき　出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後２週間を経過する日までにおける期間内において、次の表の上欄に掲げる１週間の勤務の日数の区分又は同表中段に掲げる週以外の期間によって勤務日が定められている１年間の勤務の日数の区分に応じ、それぞれの同表下欄に掲げる日数の範囲内の期間

１週間の勤務の日数	５日又は４日	３日
１年間の勤務の日数	１６９日以上	１２１～１６８日
日数	２日	１日

九　パートタイム職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育するパートタイム職員（１週間の勤務の日数が２日以下の者を除く。）が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合　当該期間内において、次の表の上欄に掲げる１週間の勤務の日数の区分又は同表中段に掲げる週以外の期間によって勤務日が定められている１年間の勤務の日数の区分に応じ、それぞれの同表下欄に掲げる日数の範囲内の期間

１週間の勤務の日数	５日	４日	３日
１年間の勤務の日数	２１７日以上	１６９～２１６日	１２１～１６８日
日数	５日	４日	３日

十　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育するパートタイム職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと

又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当である（労使協定で除外される場合を除く。）場合　一事業年度において５日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間

２　機構長は、次の各号に掲げる場合には、パートタイム職員（第５号に掲げる場合にあっては、６月以上の契約期間が定められているもの又は６月以上継続勤務しているパートタイム職員に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

一　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である女性のパートタイム職員が申し出たとき　出産の日までの申し出た期間

二　女性のパートタイム職員が出産したとき　出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間（産後６週間を経過した女性のパートタイム職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

三　負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族（以下「要介護者」という。）の介護を行うパートタイム職員が、要介護者の介護（介護、通院等の付添い、対象となる家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他要介護者の必要な世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当である（労使協定で除外される場合を除く）場合　一事業年度において５日(その介護する要介護者が二人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内の期間

四　女性のパートタイム職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

五　パートタイム職員が職務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

六　パートタイム職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき（前２号に掲げる場合を除く。）　必要最小限度と認める範囲内

七　パートタイム職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申し出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申し出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

３　前２項の休暇は、必要に応じて１日、１時間又は１分を単位として取扱うものとする。ただし、前項第１号及び第２号に掲げる場合においては、１日を単位として取扱わなければならない。

（代替休暇）

第２９条の２　機構長は、第１６条の超過勤務手当及び休日給（以下「超過勤務手当等」という。）の支給を受けるパートタイム職員が１ヶ月６０時間を超えてした所定勤務時

間以外の勤務について、労使協定を締結した場合に当該超過勤務手当等の一部の支給に代えて有給の休暇（以下「代替休暇」という。）を与えることができる。
２　代替休暇について必要な事項については、労使協定で定める。

（育児休業及び介護休業）
第３０条　パートタイム職員の育児休業に関する事項は、別に定める機構職員の育児休業等に関する規程（第１８条から第２２条までを除く。）による。
２　パートタイム職員の介護休業に関する事項は、別に定める機構職員の介護休業等に関する規程（第１７条から第２０条までを除く。）による。

第５章　懲戒等
（懲戒）
第３１条　機構長はパートタイム職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分を行う。
一　就業規則及び関連の法令に違反した場合
二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
三　機構の職員としてふさわしくない行為のあった場合
２　懲戒の種類は次のとおりとする。
一　戒告
二　減給
三　停職
四　諭旨解雇
五　懲戒解雇
３　その他パートタイム職員の懲戒に関する事項は、別に定める機構職員懲戒規程による。

（訓告等）
第３２条　機構長は前条の懲戒処分の事由に該当しないが、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときに、訓告、厳重注意を文書等により行う。
第６章　福利厚生
（社会保険等）
第３３条　機構長は、パートタイム職員が健康保険法（大正１１年法律第７０号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の基準により、被保険者に該当する場合には、直ちに必要な手続を行わなければならない。

第７章　雑則
（職員就業規則の準用）
第３４条　大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）のうち、第２２条（誠実義務）、第２３条（職務専念義務）、第２４条（職務

専念義務免除期間)、第２５条（職場規律)、第２６条（遵守事項)、第２７条（職員の倫理)、第２８条（ハラスメントに関する措置)、第２９条（入所禁止又は退所)、第３４条（研修)、第３５条（表彰)、第３８条（安全・衛生管理)、第４１条（出張)、第４２条（旅費)、第４３条（業務上の災害補償)、第４４条（通勤災害)、第４５条（労働福祉事業）の規定はパートタイム職員にも準用する。

（無期労働契約転換職員に対する本規則の適用）

第３５条　労働契約法（平成１９年法律第１２８号）第１８条及び労働契約法の特例（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成２０年法律第６３号）第１５条の２）の規定に基づき、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）へ転換した者（以下「無期労働契約転換職員」という。）で、無期労働契約へ転換した直前に本規則が適用されていた者については、本規則（第２条、第８条及び第１１条の規定のうち、有期労働契約を前提とする規定を除く。）を適用する。

２　前項に定めるもののほか、無期労働契約転換職員の労働条件について必要な事項は、機構長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第２９条第１項第２号の規定は、平成２１年５月２１日から適用する。

（継続採用者の基本給に関する経過措置）

第２条　第１４条第２条の規定にかかわらず、平成２１年３月３１日に第３条第１項第１号及び第２号に掲げるパートタイム職員として在職する者のうち、平成２１年４月１日に同じ種類のパートタイム職員として採用される者の時給額は、その者を職員就業規則第２条に定める職員として採用した場合に受ける本給月額相当額及びこれに対する地域手当相当額の月額の合計額に１２を乗じて得た額を、３８．７５に５２を乗じたもので

除して得た額の範囲内の額とすることができる。
２　前項で規定する本給月額は平成２０年４月１日適用の職員給与規程別表第一によるものとする。

附　則
この規程は、平成２１年７月７日から施行する。

附　則
この規程は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２３年７月１日から施行する。ただし、この規程は、平成２３年度限りの適用とする。

（本規程の適用に関する特例）
第２条　本規程第２９条第１項第六号の規定については、次表の中欄に掲げる字句を、同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

<table>
<tr><td>読み替える本規程の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr>
<tr><td>第２９条第１項六</td><td>１の年の７月から９月までの期間内において、１週間の勤務の日数が３日以上とされている職員にあっては、次の表の上欄に掲げる１週間の勤務の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる１年間の勤務の日数の区分に応じ、週休日、休日を除いて原則として連続する同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間
<table>
<tr><td>１週間の勤務の日数</td><td>５日</td><td>４日</td><td>３日</td></tr>
<tr><td>１年間の勤務の日数</td><td>２１７日以上</td><td>１６９～２１６日</td><td>１２１～１６８日</td></tr>
<tr><td>日数</td><td>３日</td><td>２日</td><td>１日</td></tr>
</table></td><td>平成２３年８月１５日から平成２３年８月１７日までの３日間</td></tr>
</table>

２　前項の規定にかかわらず、機構長又は機関の長が必要と認める場合は、本規程第２９

条第１項第六号の規定を準用する。
３　第１項の規定により読み替える特別休暇の手続については、平成２３年６月２２日改正機構職員の勤務時間及び休暇等の手続きに関する細則附則第２項の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２４年７月３日から施行する。

（継続雇用者に関する特例措置）

第２条　施行日の前日から引き続いて在職するパートタイム職員に対する改正後の本規程第２８条第１項各号の規定の適用にあたっては、同項各号の規定による年次休暇の付与日が施行日より前になる場合は、当該年次休暇を施行日において付与するものとする。
２　前項に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項は、機構長が別に定めることができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２４年１０月２日から施行する。

（特別休暇の特例）

第２条　業務上の必要その他の事情により、施行日の属する年における改正前の本規程第２９条第１項第六号の規定による特別休暇未取得の職員について部内均衡上必要と認める場合は、施行日から同年１２月３１日までの期間内において、同号の規定に準ずる休暇を付与することができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

（契約期間の特例）

第２条　改正後の本規程第８条の規定にかかわらず、機構設立以前に機関に採用され、平成１６年４月１日から施行日の前日まで引き続き在職するパートタイム職員については、施行日以降もなお従前の例を適用することができる。

（特別休暇の特例）

第３条　施行日の前日において改正前の本規程第２９条第２項第４号又は同条同項第５号の規定による特別休暇を既に付与している職員に対する改正後の規定の適用に当たっては、改正前の規定による当該特別休暇を付与していないものとして改正後の規定による特別休暇を新たに付与することができる。

附　則

この規程は、平成２５年１０月２２日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年１２月３日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年１２月１７日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（雇用契約期間の経過措置）

第２条　この規則の施行日前に有期労働契約を締結した者のうち、第８条第３項に定める判断基準及びその者の職務の内容等を考慮して、通算して３年を超える雇用契約期間の延長が必要であると機構長が特に認めた場合は、通算して５年（第３条第１項第３号に掲げる職員については、１０年）を超えない範囲で更新できるものとする。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

（施行に伴う経過措置）

第２条　施行日の前日から引き続いて在職するパートタイム職員に対する改正後の本規程第２９条第１項第６号の規定については、付与日が施行日より前になる場合は、当該施行日において付与するものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２８年３月１５日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

（時給額に係る経過措置）

第２条　前条にかかわらず、本規程第１４条で規定する別表１については、平成２８年４月１日から適用する。ただし、前条の適用日から平成２８年３月３１日までの間は、下表による時給額を適用するものとする。

区　分		時　給（円）						
		本部	国立歴史民俗博物館	国文学研究資料館	国立国語研究所	国際日本文化研究センター	総合地球環境学研究所	国立民族学博物館
1	大学卒業後、民間等で5年以上の職務経験を有する者（又はこれに相当する者）	1,340	1,230	1,260	1,260	1,240	1,240	1,260
2	大学卒業後、民間等で2年以上の職務経験を有する者（又はこれに相当する者）	1,240	1,140	1,170	1,170	1,150	1,150	1,170
3	上記区分1，2以外の者	1,130	1,030	1,060	1,060	1,040	1,040	1,060

附　則

この規則は、平成２８年１２月１日から施行し、平成２８年１１月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２９年１月３０日から施行する。

（平成２８年給与改正に伴う給与の支給等の特例）

第２条　この規則の施行日の前日から引き続き本規則の適用を受けるパートタイム職員については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構パートタイム職員就業規則別表第１の規定は平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

別表1　第14条関係

適用日：平成28年4月1日

区　分		時　給（円）						
		本部	国立歴史民俗博物館	国文学研究資料館	国立国語研究所	国際日本文化研究センター	総合地球環境学研究所	国立民族学博物館
1	大学卒業後、民間等で5年以上の職務経験を有する者（又はこれに相当する者）	1,360	1,250	1,270	1,270	1,250	1,250	1,270
2	大学卒業後、民間等で2年以上の職務経験を有する者（又はこれに相当する者）	1,270	1,160	1,180	1,180	1,160	1,160	1,180
3	上記区分1，2以外の者	1,150	1,050	1,070	1,070	1,050	1,050	1,070

・上記区分中「大学卒業」とは、4年制大学卒業をいう。

・上記区分中「これに相当する者」とは、「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則」 別表第5　修学年数調整表によりその者の職務経験年数を調整し、基準を満たした場合をいう。